#### はじめに

という。) がなされた状況下で、弁護人が被疑者と外部の第三者との通信に関与したことが接見禁止決定の潜脱行 会を得た。取り上げた事案に共通するのは、 為であるとして懲戒が申し立てられていることである。折しも、二〇〇四年度からスタートした法科大学院では 細について説明を受けるとともに、懲戒請求において提起されている刑事弁護人の行為規範について議論をする機 人に対し懲戒請求をする事案が相次いでいる。私が研究代表を務める刑事弁護倫理研究会では、二〇〇四年度に 「接見交通をめぐる刑事弁護人の行為規範と倫理」をテーマに、 近時、 身体を拘束された被疑者と弁護人の接見交通のあり方をめぐって、検察官から接見交通権を行使した弁護 いずれも刑事訴訟法八一条の接見等禁止決定(以下、「接見禁止決定」 複数の懲戒請求事件の代理人弁護士から事件の詳



紙の仲介については接見禁止の一部解除を受けるのを原則とするという立場をとったために、会員から理論的に一 貫していないという批判を浴びた。その結果、 ことに端を発する。 動」の一事例として弁護人による被疑者と第三者間の通信の実現が接見禁止決定を潜脱する行為として主張された 交換会」において、 掲げられている。 ない。この問題がクローズアップされたのは、一九九八年一二月、法曹三者による「刑事被疑者弁護に関する意見(5) 接見禁止決定がなされた状況の下で、弁護人は誰に対しどのような形態のどのような通信をなしうるの |法曹倫理||が必修科目となっており、そのための教材がいくつか公刊されるに至っている。| (4) しかし、捜査機関と弁護人との間で深刻な対立があることを示すのみで明確な回答は示され 接見交通権の濫用との主張に対し、日弁連側は当然の権利行使であるとの反論をなしたが、 法務省から「不適切弁護」として二九事例が示され、その中の「各種の権利を濫用する弁護活 現在では、接見禁止の一部解除による問題解決の提案を撤回してい その中の説例にも、 ゕ ~ の問 て いく 手 が

先の研究会での議論を踏まえながら、私見を述べることにする。議論を進めるうえで以下の説例を想定するが、こ を含む一般私人との接見交通を一切遮断された。このような状況の下で、被疑者Aの弁護人Xは、 Aに対し、裁判官は検察官からの請求に基づき刑事訴訟法八一条の接見等禁止決定をなしたため、 n は私が創作したものであり、 本稿では、 ·被疑者Aはある共犯事件の主犯として逮捕され勾留されたが、共犯者Bは未だ逃走中である。 項に基づく接見中に、被疑者Aから第三者Cに対する伝言をそのまま外部の第三者Cに伝達するように依頼さ 接見禁止決定がなされた状況下における被疑者と第三者間の通信に関与する弁護人の行為規範につき、 実際の事件とは関係がないことをお断りしておく。 勾留中の被疑者 刑事訴訟法三九 被疑者Aは家族

伝言内容が犯罪(罪証隠滅工作を含む。以下同じ。) に全く関係しないことが明らかな場合と伝言内容が犯罪

れた。この場合の弁護人Xの行為規範は何か。

31

犯罪に関与していることの認識を欠いていた場合に、弁護人Xに何らかの行為規範の違反が認められるか。』 伝言内容に被疑者Aと第三者Cとの間でのみ理解可能な暗号が含まれていたが、 弁護人Xが暗号に気づかず

に関係することが明らかな場合とで違いがあるか。

# 接見交通をめぐる弁護人の行為規範は何か

1

接見禁止決定の存在はいかなる意味を持つか

には、 らず、 見交通 自由を奪う場合の代償措置として与えられる制度的保障であるが、身体拘束の理由が刑事上の勾留目的である場合 も防御に不可欠であるからである。したがって、外部交通権は本来的には理由の如何を問わず国家が市民の身体的 要がある。 助を受ける権利を被疑者に与えるだけでは不十分であり、できるだけ被疑者の日常生活へのアクセスを保障する必 無罪推定の下にある被疑者の防御権を保障するためには、 訟法六○条は逃亡及び罪証を隠滅するおそれの存在を理由に被疑者の身体を拘束することを認めている。 一つの形態が存在する。 「広義の防御権」という。)。身体を拘束された被疑者の視点から外部交通権を眺めた場合、 身体を拘束された被疑者には外部交通権がある。 罪証隠滅の防止という理由で勾留されるのは被疑者を犯人と想定している点で原理的に矛盾するが、 外部交通権の保障は防御権行使の基礎をなすという意味で、 (法三九条一項) 身体を拘束された被疑者にとって、日常的な社会生活を維持し、 である。 一つは、 一般私人との間の接見交通 弁護人との接見交通権は憲法上の権利として憲法三四条の保障するところであり、 刑事上の罪に問われた者が、 単に、 (法八〇条) 国家に対抗するための「武器」である弁護人の援 防御権の一部と観念されることになる(これを であり、 精神的・肉体的平静を保つとい 無罪推定の原則があるにも もう一つは、 外部交通の手段として 弁護人との間 しかし、 う利益 刑事訴 か かわ

り極小化する活動を含むことについては異論がないが、当該弁護人に着目すれば、憲法上の権利である接見交通権(9) されている。丁度、逮捕直後の逮捕期間においては、制度的に一般私人の接見交通が認められていないので、 範疇に含まれており、弁護人がなすべき弁護活動であることは一般に承認されており、 である被疑者の自己防御権の行使をまっとうできるように援助することであるからである。これも広義の防御権 護人の役割は、なにも刑事上の有罪無罪を争うための防御活動や身柄解放手続に限定されるものではなく、依頼者 らの伝言の仲介がそれである。これは、弁護人が本来の職責外の他人の業務を引き受けたということではない。 断される結果、日常生活へのアクセスの保障をも弁護人接見が担うこととなる。必需品の差入や家族や会社などか を禁止することができるとされている(法八一条)。これが「接見禁止決定」である。通常、一般私人の接見交通 又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」と判断するときには、一般私人との間の接見及び物の授受 は異なり、接見の秘密性は認められず係官が接見時に立ち会うほか時間の制限もある。さらに、 般私人との外部交通権は「法令の範囲内」(法八〇条)において認められる制限付きのものであり、 被疑者と弁護人間の通信は秘匿特権として接見交通権の秘密性によって絶対的に保障されている。これに対し、一 と刑訴法上の制限のありうる一般私人の外部交通権という、 人が弁護人接見において、狭義の防御活動のほかに日常生活へのアクセスの保障をも実現していることと同じであ とするという分業が行われる。 と弁護人の接見交通は並存して認められており、専ら、日常生活へのアクセスの側面を前者によって実現し、弁護 人接見は身体拘束からの解放手続及び刑事上の防御のための弁護活動(これを「狭義の防御権」という。)を目的 弁護人の役割として、被疑者が身体を拘束されていることに伴う社会生活上の不利益を可能な限 理論上は、右のように二つの権利を観念することができるので、 しかし、一旦、接見禁止決定がなされると一般私人との間の接見交通が全面的 保障の程度を異にする二つの権利を行使する立場に置 後者については、 現実にも、 裁判所が そのように実践 弁護人接見と 一逃亡し に遮 ö

れるのである。

たとえ弁護人

うに足りる相当な理由」の実質的判断は、事実上、弁護人の判断に委ねざるを得ない結果となる。 絡を図ろうとする。 束された被疑者から接見禁止決定を眺めれば、 の罪証隠滅工作の指示が弁護士を通じて外部に伝達されることになれば、接見禁止の意味は無に帰することになる。 本来的に「逃亡及び罪証隠滅のおそれ」の要件に該当するものと②該当しないものが含まれる。それゆえ、 との接見交通以外には存在しないから、 実際には が権利行使の主体であっても防御と無関係な通信及び物の授受は制限しうるという結論を導くことも可能であるが、 接見禁止決定下において被疑者と外部との通信を弁護人が取り次ぐ際、 防御との関連性で両者の区別をすることは困難であるから、法が想定している「逃亡及び罪証隠滅を疑 第三者との通信の中には、 当然のことながら、被疑者は弁護人との接見を通じて外部の第三者との 防御に関連するものと関連しないものがあり、さらに、 一般人との接見交通を遮断された結果、外部との通信手段は弁護 刑事弁護人の行為規範は何かが 他方、 後者には① 身体を拘 被疑者 連

## 2 接見禁止決定の効力との関係

われる実際上の根拠がある。

を請求する理論的な根拠はいかなるものであろうか 直接効力を及ぼすものではない。にもかかわらず、検察官が弁護人に対し、接見禁止決定の「潜脱」を理由に懲戒 接見禁止決定は、 被疑者に対し、 被疑者と一般私人間の接見及び物の授受を禁止するものであるから、 弁護人に

潜脱する違法な行為と評価され」る、と説明される(エ) 言を行う行為は、 の間の意思・情報の伝達を遮断することであるから、弁護人が被疑者と一般人が直接に接見するに等しいような伝 代表的な見解に依拠すれば、 実質的には、 接見「禁止の実質的な趣旨は、 弁護人を介した一般人との接見にほかならず、交通権を濫用して接見等禁止決定を (情報伝達遮断説)。 逃亡や罪証隠滅を防止するため、 確かに、 弁護人が介在することによって 被疑者と一般人と

のである。 仮に、上記 の理論構成が検察官からの懲戒請求の隠れた論理として承認されるとすれば、懲戒に相当するか否か

脱」行為を共同したものであるから、違法行為に加担してはならないという弁護人の職務規範に違反したというも のである。もう一つの理論構成は、弁護人は接見禁止決定の名宛人である被疑者の「共犯者」として被疑者の

潜

「弁護人を介した一般人との接見」を実現したことは、この弁護人に対する「職務上の義務に違反」するとい

見」の実現を阻止すべき職務上の義務があるのか否かの点に、後者については、共犯者としての「潜脱の故意」が 前者については、 接見禁止決定がなされた場合に、弁護人において「弁護人を介した一般人との接

## 接見禁止決定下における弁護人の行為規範

3

あるか否かの点にあることになろう。

推適用によって裁判所の決定に対する尊重義務が課されるので、 所の決定の効力は一般には当該当事者に限定されるが、公務員の場合には、行政事件訴訟法三三条 検察官の場合には、 裁判所の決定に違反した行為 項の類 接見禁止決定下の第三者通信をめぐる刑事弁護人の行為規範

型の考え方が存在する。

担すると考えられる。(12) لا∡ 13د√ 義務を内容とする行為規範に違反するので禁止され、 あっても自己の判断でそのまま通過させることは許されず、接見禁止の一部解除を裁判所に要請しなけ であって弁護人ではないとしても、 に対する忠実義務を負うので、裁判所が刑訴法八一条の接見禁止決定を下した以上、たとえ、その名宛人が (情報伝達遮断説の帰結)。 イツのように弁護人も検察官及び裁判官と同じ その結果、 検察官の懲戒請求の背後には、こうした弁護人を「独立の司法機関」とみるドイツ 防御に直接関係しない通信ないし物の授受を弁護人が仲介することは右の消 裁判所の決定を無にしてはならないという司法機関としての消極的な義務を負 「独立の司法機関」と位置づけるのであれば、 弁護人は、 たとえ「罪証隠滅のおそれ」 が なない 弁護人も法制 第三 ればならな 一者通信 ₹被疑者 極的 度

はなしえないと考えられる。

では、

弁護人の場合はどうか。

人と被疑者間の情報の直接授受であるとし、弁護人を介在させた形態は禁止の対象ではないと形式的に解 て情報伝達遮断説に対して二つの有力な見解が唱えられているが、 (直接授受禁止説) 接見禁止決定の存在を無視し得ないと考える立場は弁護士の内部にも根強く存在する。 ₽́ あるいは、弁護人が介在して行う第三者通信の形態のうち、 接見禁止決定が禁止する接見交通 口頭による伝達と物 例えば、 弁護 0 形  $\pm$ 蕳 ・文書 釈する説 に は ぉ 般 0 V

弁護人が介在しても直接授受の形態には変わりがないから許容されないと考える折衷説も、「 の弁護人の行為規範」 を何らかの形で想定している点では同じである。(4) 接見禁止決定の下で

前者については弁護人による情報の二次資料化であるから許容されるが、

後者については

日

直接授受とを区別して、

弁護人の行為規範は存在しない。 から施行された日 L かし、 わが国の従来の 5弁連会則 「弁護士倫理」(一九九〇年日弁連総会決議) 「弁護士職務基本規程」にも、 それゆえ、 この問題をめぐる懲戒事由の存否は、 接見禁止決定がなされた場合の第三者通信に はもちろんのこと、二〇〇五 弁護人に課される職務上 年四 関する刑 の義務 月

には影響しないので、 弁護人接見を通じて外部の第三者との通信を実現しようとする場合に同じ問題状況が生まれることからも明らかで 信のあり方にほかならないのである。このことは、 条)を履行したか否かに還元されることを意味する。すなわち、接見禁止決定は何ら被疑者と弁護人の接見交通権 ため適切な措置を講じたか否かという既存の職務上の義務(弁護士倫理五四条、 たか否かに依存することになる。このことは、接見禁止決定によって新たに弁護人の行為規範が定立されるのでは 違反から導かれるのではなく、 接見禁止決定の有無に関係なく、「逃亡及び罪証隠滅」のための第三者との通謀を弁護人において阻止する 問われている問題の本質は、 弁護人が被疑者自身の接見禁止決定「潜脱」行為を認識して被疑者の行為を幇助し 実は、 接見禁止決定がなくとも、 通常の接見交通権における被疑者と外部の第三者との通 被疑者が一般私人との接見ではなく 弁護士職務基本規程七五条、 四四

# 4 接見交通の場面における弁護人の行為規範

あろう。

疑うに足りる相当な理由」がある場合には、 外部交通権にとどまるから、被疑者からの第三者あての通信 外部の第三者との通信の仲介をする行為は憲法上の接見交通権の範囲には属さず、一般人の接見交通と同じ性格の ついては、 とになる。 弁護人間の通信) 接見交通権を憲法上の権利として把握する場合でも、その強固な保障の範囲については争いがある。 憲法上の保障を被疑者と弁護人の間の秘匿特権に限定し、 秘匿特権の範囲外であるので憲法上の強固な保障の対象ではないとする立場である。弁護人が被疑者と これと対置される考え方は、 については秘密性が絶対的に保障されるが、 接見交通権の範囲を、 弁護人の仲介行為につき弁護人が常に懲戒請求のリスクを負担するこ (ないしその逆の通信)につき「逃走及び罪証隠滅を 防御に関連しない被疑者と外部の第三者間の通信に 身体を拘束された被疑者と弁護人間の狭義の防御権 秘匿特権に属する情報 (防御に関連する被疑者

通権 ことになる。 手段であったことを当該弁護人が認識していた場合に初めて、 もたらすのではなく、 との通信の仲介をする行為も接見交通権の範囲に属するので、 御活動に属するとし、 行使に限定せず、 の枠内にあり、 わが国の刑事弁護の実務は後者の考え方によっている。 被疑者を可能な限り日常生活に近づけるための弁護人を介して行う外部との情報交換も広義の防 憲法上の権利としての強固な保障を受けるとする立場である。弁護人が被疑者と外部の第三 通信を仲介した当該情報が被疑者と第三者間における「逃亡及び罪証隠滅」等の違法行為 一般人の接見交通と同じ性格の外部交通権も、弁護人によって行使される場合には、 通信の仲介行為それ自体が何らかの行為規範違反を 違法行為への加担禁止の行為規範違反が帰結され 接見交 の

しかし、 明らかな場合に限るのに対し、 通信に際し、 範であるから、 る場合は「逃亡及び罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由」が存在する場合に限定されるという対応の差に現れる。 の立場から、弁護人が例外的に第三者への通信を仲介できる場合は違法行為と全く無縁の第三者通信であることが 両者の考え方の違い いずれも弁護人に課せられている行為規範は、 事実上、 懲戒の成否は当該弁護人が被疑者の違法行為を「認識」していたかに帰着することになる。 弁護人にスクリーニング機能を果たす義務を課し、 は 前者が 後者は逆に、 「独立の司法機関」説と同様、 原則合法との立場から例外的に、弁護人が第三者への通信を禁止され 被疑者の違法行為への故意の関与を禁止するという行為規 身体を拘束されている被疑者と外部 弁護人による外部との通信は原則違法と の第三者間

#### 5 認識基準

standard) 衆国法律家協会の模範規則 の議論が参考になる。 (ABA 模範規則3・3は、 Model Rules of 弁護士の裁判所に対する忠実義務 Professional Conduct) 3・3の認識基準 (Candor toward the Triknowing

弁護人が違法行為を「認識」しているというのはいかなる場合を意味するのであろうか。この点は、

アメリカ合

識」していることが必要であることを意味しており、 ない。」と定めるが、この「虚偽と知りながら」の表現は、模範規則と同様に、「故意」を要件としたものと理 付けている。 には裁判所に対しそれを是正する合理的な措置を採ること(必要な場合には、裁判所への開示まで含む。)を義務 る者が犯罪的又は欺罔的な行為を行う意図を有していること、現に行っていること又は行ったことを知った」場合 を「故意に knowingly」行うことを禁止している。また、⑴項において、弁護士が依頼者を代理する過程で「あ し事実若しくは法律について虚偽の陳述を行うことや⑶虚偽であることを知っている証拠を提出すること等の行為 (禁止規範)に直面すると考えられているからである。そこで、 これらの規定の趣旨は、 を規定したもので、回項において、弁護士(民事の代理人及び刑事の弁護人を含む。)が、 わが国の弁護士職務基本規程七五条も「弁護士は、……虚偽と知りながらその証拠を提出してはなら 弁護士が依頼者の違法行為を前提にそれに関与する場合には、その違法事実を「認 違法性を「認識」してこそ初めて弁護士としての行為規範 実務的には、 いかなる要件が認められれば当該弁 (1)裁判所に対

務には直面しないことになる。その結果、弁護士の主観的な疑惑にとどまる限りは、虚偽が疑われる証拠を弁護士 偽であると「主観的に信じている」だけでは、 を明確に確証できる場合にのみ、 的に判断して事実であると認識し、 を知るに至った」場合に弁護士において事後的是正措置をとることを義務付けているからである。 ぐって展開されているが、これは模範規則3・3が弁護士の禁止規範と同時に、提出した証拠が アメリカ合衆国連邦裁判所の 弁護人において「確実な事実的基礎 firm actual basis 」の裏づけを得て、①当該弁護士が合理 「認識」に関する判例は、 その情報を開示すべきであるとされている。(5) かつ②その認識を他の事実と総合した結果、 いまだ「知っている」とは言えず、弁護士は是正措置を採るべ 弁護士が依頼者の偽証を知った場合の弁護士の措置をめ したがって、弁護士がその証拠が虚 ③裁判所における欺罔行為の存在 「虚偽であること 判例によれば、

護士が「認識」していたことになるかが問題となる。

39 接見禁止決定下の第三者通信をめぐる刑事弁護人の行為規範

のである。

. る

る。 年版以降の模範規則。以下「改正模範規則」という。)は、 を解消すべき」としている。疑惑が払拭できないのであれば、弁護士はその証拠を提出するべきではなく、 情況から推測されうる。」とし、それゆえに、「弁護士は、依頼者に有利な証言その他の証拠の真実性に関する疑  $\sigma$ よって厳格に適用してきたといえる。しかし、最近の模範規則(Ethics2000 報告書を受けて改正された二〇〇三 が萎縮しないように配慮した結果である。このように従来の判例は、認識基準につき、 の責任において提出した場合には、 ように依頼者の代理人性を重視し、できる限り、 において裁判所に提出することも禁止されない。これは、 V構成員 officer of the court」としての司法機関性にシフトしたことに伴い、「認識」の捉え方にも変化がみられ すなわち、改正模範規則の新たな注釈では、「弁護士においてその証拠が虚偽であることを知っていることは、 情況証拠によって「知っていた」と認定されることがありうると警告してい 弁護士が懲戒に付される場面を限定することによって弁護士活動 弁護士が依頼者のために誠実義務を尽くすことができる 弁護士の役割の力点を依頼者の代理人性から「裁判所 高度な要件を設けることに 弁護士

#### 6 弁護士の専門家裁量

のである。 (17) らない前段階であるグレイゾーンがある。合理的に考えた結果、虚偽と「信ずる」に至ったというレベルである。 弁護士の判断が事実審弁護人に付与される合理的な裁量の範囲内にあるという強力な推定に服さなければならな である。 護士においてその虚偽を自ら「認識」したというレベルまでは到達していないと判断したならば、 弁護士倫理を考えるうえで重要なもう一つの法理はアメリカ合衆国連邦裁判所の判例が示す弁護士の専門家裁量 上記 つまり、 認識 弁護士の主観的認識には、 の判断枠組みとして、 依頼者の提出する証拠が虚偽だという強力な徴表があるとしても、 明確な事実に裏付けられた虚偽を「知った」という認識レベルに至 裁判所は、 その

きる。

選択できる幅を広げて、懲戒を恐れて弁護士が弁護活動を自粛しないように政策的に配慮した結果ということがで ことになる。)この専門家裁量の考え方も、弁護士ができる限り依頼者に有利な方向で弁護活動をなしうるように た違法なものであったことが懲戒権者によって証明されない限り、当該弁護士が懲戒に付されることはない。(も を弁護人において提出する選択をしたとしても、 この場合には、 はならないのである。ここでは、 後になって、 当該虚偽証拠を提出するかしないかは弁護士の裁量判断に委ねられる。 弁護士が提出した証拠が虚偽であることを「知った」場合には、 弁護士の専門家としての判断が第一次的に尊重され、 虚偽証拠を提出してはならないという禁止規範に違反したことに その是正措置が要求される その判断が裁量の枠を超え その結果、 仮に、 虚偽証拠

権は提出を差し控える方向で行使するように指導している。(ユタ) ことは「証拠の質を選別する弁護士の能力」につき否定的な評価が下されるかもしれないと警告し、 否かの判断は弁護士の専門家裁量に委ねられることを認めるが、新たな注釈は、 以上によれば、 改正模範規則も、 最近の模範規範に依拠する限り、アメリカ合衆国の弁護士倫理の基本的な考え方は、 弁護士において当該証拠が虚偽であると「信じている」にすぎない場合には証拠を提出するか 虚偽の疑いのある証拠を提出する 弁護士の裁量

者に対する誠実義務と裁判所に対する忠実義務のバランスを図る立場から弁護士の司法機関性を強調することによ って後者を前者よりも優位に置く立場に立つことをより一層明確にしたということができる。(9)

# 一 懲戒請求の背後にあるわが国固有の事情

冒頭に掲げた説例に答える前に、 わが国の刑事弁護人の行為規範を考えるうえで、ドイツ及びアメリカ合衆国の

テー ているからである。 Ż は わが国における「接見交通をめぐる刑事弁護人の行為規範」であり、接見交通をとりまく環境は全く異な

かなる点が異なっているかを明らかにしておくことが有意義であろう。

というのも、

刑事実務と比較してい

### 1 外部交通の保

の外部交通権の保障は国際人権法上の基本権であり、(21) 用となるか否かであるが、 ではなく、 る。 来的には、外部交通を認めると勾留中であってもなお罪証隠滅等の危険性が高まる特別な事情の存在を予定してい 条は勾留要件と同じ「逃亡及び罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由」を接見禁止の要件として規定しており、 求に応じて裁判所が接見禁止決定を安易に出す傾向があり、 であるので、 原則の下、身体を拘束されている被疑者が自己防御権を行使するためには外部交通権による外界との接 予定されており、 疑 るにもかか の外部交通権は被拘禁者の基本権とはいえ「合理的な条件及び制限」(保護原則一九) |者の側に弁護人接見を通じてしか外部と連絡をなしえないという現実があり、 ず、 既に述べたとおり、 指摘しておかなければならないのは、 身体を拘束された被疑者と外部の第三者との間 わらず) 一般私人の外部交通権の制限は極めて例外的に行われている。 弁護人の接見交通権のような強固な保障が認められているわけではない。 実務では罪証隠滅等のおそれを抽象的危険性で足りると緩やかに判断している結果の反映であ 弁護士倫理上、 こうした問題がクロ 問われている問題の内実は「接見禁止決定下における弁護人の行為規範 ーズアッ 般私人による外部交通の保障の違いである。 いかなる国においても保障されている。 プされる背景には、 の通信を弁護人において仲介することが接見交通権の 近時、接見禁止決定が激増している。 これに反し、 接見禁止決定の乱発の結果として、 必然的に、 によって制約されることが わが国では、 弁護人の側にも弁護活 とはいえ、 身体を拘束された者 しかし、一般私人と 刑事訴訟法八一 無罪 触が 検察官の請 졲 推 可 本 被 濫 欠 0)

あり、 の運用こそが是正されなければならず、こうした前提問題を放置したままで接見禁止決定の存在を所与の前提とし 立った対照をなしている。 が、専ら、依頼者と弁護人間のいかなる情報が秘匿特権の範囲内として秘密性の保護を受けるかの点にあるのと際 動のうち外部との通信を含む広義の防御活動の割合が増加するからである。これは日本固有の極めて特殊な事 ドイツ及びアメリカ合衆国の刑事弁護実務が狭義の防御権行使に集中でき、 したがって、 わが国の問題状況として、まず第一に、安易になされている接見禁止決定 接見交通権をめぐる議論の中心

### 2 秘匿特権の保障

弁護人の接見禁止決定の「潜脱」を問題にすること自体、

倒錯した議論といわなければならない。

が全く顧慮されていない。 はないのだから許されるというわけである。ここでは接見交通権の憲法上の権利性、 いただしたとしても、 化しても違法ではない、 が放棄することができ、 ても違法ではない。③接見交通権の秘密性の保障は被疑者の防御のために認められた権利であるから、 にあると考えられる場合には、 にあたるのであれば、当然に、 法等の一般的禁止規範には服するのであるから、接見交通権の範囲内であっても被疑者との通信が犯罪の共犯行為 .て被疑者から聞き出し、それを調書化することは違法とは考えられていない。 が で国では 驚くべきことに、 被疑者は黙秘権を行使すれば足り、 被疑者自身から進んで接見内容を話し出したときには、 というものである。 接見交通権は憲法三四条の弁護人の援助を受ける権利の内実をなしており、 供述の変遷経過を明らかにする必要があるので、被疑者と弁護人の接見内容を聞 取調べの対象となる。 被疑者と弁護人との間で行われた秘密の通信内容を捜査機関が被疑者取調 被疑者には黙秘権があるのだから、 ②被疑者の供述に変遷があり、 それを行使しないで任意に供述する限り、 捜査機関が積極的に接見内容を問 捜査機関の論理は、 捜査機関において詳細を聞き調書 とりわけ、 その変遷の原因が弁護人接見 秘匿特権の重要性 ①弁護人も刑 黙秘権 被疑者自身 それはひと の侵害 にお

からである。

報を事情聴取することは許されないのである。この点を論ずることの意味は、わが国の接見禁止決定下の弁護人にの秘密性を放棄したとしても、捜査機関は秘匿特権を尊重しなければならず、積極的に秘匿特権の範囲内の秘密情 るから、接見交通権は制度的保障としての性格をあわせもっている。それゆえに、仮に被疑者の側から接見交通権 よる接見禁止決定の「潜脱」行為を理由とする懲戒請求事件が、右のような接見交通権侵害の取調べを端緒として り国家刑罰権の対象とされた被疑者のためのみならず公正な裁判の実現という国家的な利益にも奉仕するものであ

ないので、捜査官において調書化するという誘引がそもそも働かないからである。(※) なされることが多くみられるからである。 査機関の側に接見交通権侵害の事実がなかったのか否かが同時に吟味されるべきであろう。接見交通権という憲法 事態はありうるが、 保護下にある秘密の情報を聴取するということは考えられない。事実上、被疑者が自ら接見内容を語り出すとい 上の権利を侵害した当事者が、 の場面における弁護人の第三者への通信を何らかの倫理規定違反に問う場合、その事件をとりまく全体像の中で捜 ドイツ及びアメリカ合衆国の刑事実務において、 ドイツもアメリカ合衆国も供述調書を後の公判において証拠として利用することを想定して 秘匿特権を侵害して得た証拠により弁護士倫理を問うこと自体が著しい背理である 捜査機関が被疑者と弁護人の接見交通権を侵害して秘匿特権の したがって、 わが国の接見交通

· う

### 3 弁護士職務規範の基本的スタンス

し立て、弁護士懲戒裁判所 士が職務規範に違反した場合には懲戒事由となる。 ドイツでは連邦弁護士法に基づき弁護士の職務規範(Berufsrecht der Anwaltschaft) (弁護士会からの推薦に基づき司法省選出による弁護士が裁判官を務める。)が懲戒事 検察官が弁護士懲戒裁判所に当該弁護士に対する懲戒請求を申 が作成されており、 弁護

立っており、法機関性のい

これが今日の通説でもある。(26)

・ずれを重視するかの議論は存在する。

しかし、伝統的に、

ドイツの基本的なスタンスは司法機関説に

的地位に関する明示規定は存在しないので、 ドイツ連邦弁護士法一条は、 由の有無を審査し、懲戒事由に該当する場合に制裁を科する。 「弁護士は独立の司法機関である。」と定めるが、 弁護人の地位については、 懲戒裁判手続は非公開で職権主義の下で行われ ドイツにおいても、 刑事訴訟法自体には刑事弁護 依頼者の代理人性と司 人の法 る。

解決が必ずしも支持されているわけではない。その意味では、依然にいるので、改正模範規則にもかかわらず、刑事弁護の領域において、 成員 officer of the court」であることが強調され、 と司法機関性のいずれの視点でみるかという根源的な対立は残されているのである。 しつつあることは既に見たとおりであるが、伝統的に、 ねられるので、 ンスは各州の職務規範にも反映されることになる。 しかし、 )職務規範違反の懲戒手続は、 アメリカ合衆国では各州が弁護士の職務規範を制定するので前記ABAの模範規則が拘束力を持つわけではない 多くの州では模範規則にしたがって州内の弁護士の職務規範を制定しているので、 弁護士自治が存在しないというわけではない。アメリカ合衆国においても、(※) 裁判所又は強制加入の弁護士会の下にある懲戒委員会 弁護人の役割の力点が依頼者の代理人性から司法機関性へ移行 また、 アメリカ合衆国においては依頼者中心の弁護観が浸透して 弁護士の懲戒権は州の最高裁判所に帰属するが、 依然として、 弁護人の司法機関性に依拠した倫理的問題 刑事弁護人の役割を依頼者の代理人性 (Disciplinary Board) 弁護士が 模範規則の基本的スタ 「裁判所の構 に委 の

護人の司法機関性を理論的根拠にしていることは先に述べたとおりである。 い あろうか。 ・う問いである。 このような弁護人の二重の性格を前提としてわが国の弁護士倫理を考える場合、 検察官の請求にかかる接見禁止決定の「潜脱」を理由とする弁護人に対する懲戒請求が、 日弁連の弁護士職務基本規程は、 依然として抽象的な規定にとどまっているので、 しかし、 いずれのスタンスに立つべきで 果たして、 それでよいのかと その規定文言 暗黙裡に、

45

りえた情報は秘匿特権によって保護される。

束された被疑者と外部の第三者との間の通信に弁護人が関与することも、 動をもたらすようなスタンスをとるべきではないと考えるからである。 頼者中心の弁護観への弁護人の意識改革であり、 あるという認識は薄く、依頼者中心の弁護観が浸透しているとはいえない。 及び戦術は弁護人に任せておけ」といった類の専門家一任型のそれにとどまっており、 依拠して倫理問題の解決を図るべきであるというものである。 決にあたるかの選択は、 の枠内で保障されるとする日弁連の公式見解も支持しうる。 自体から、 基本的なスタンスを読み取ることは困難である。 今後の私たちの決断に委ねられている。 そのためには、 この場合、 それゆえ、 わが国の刑事弁護の実情は未だに「刑事弁護の戦 懲戒請求を恐れて自粛、 私の考えは、 同様に、 憲法上の権利性の根拠は、 いかなるスタンスで具体的な倫理問 広義の防御権として弁護人の接見交通権 それゆえに、 依頼者の意思を重視する代理人性に 同じ政策的な判断から、 依頼者こそが防御の主体 現在求められるのは、 あるい は萎縮した弁護活 憲法三四条と同 身体を拘 題 0)

依

略

解

#### Ξ 説例に対する回答

三七条三項の重複適用に求められることになろう。

(1)以上の検討に基づき、 説例に対する私の回答を示すと、 次のようになる。

な るに際し、 のであり、 通常の状態と同じように接見交通権の範囲内で被疑者Aのための防御活動を行うことになり、 刑事訴訟法八一条の接見禁止決定は身体を拘束された被疑者と一般私人間の接見及び物の授受を禁止するも 接見禁止決定によって何らかの制約が課されることはない。 同法三九条 一項の弁護人の接見交通権に影響を及ぼすものではない したがって、 から、 弁護人Xは、 弁護人が接見交通権を行使 被疑者Aから知 接見禁止 決定の

ない限り、自由になしうる。

がって、被疑者Aの外部の第三者Cへの伝言を弁護人Xがそのまま第三者Cへ伝達することも、 限られず、身体拘束に伴う不利益を極小化するための広義の防御権行使にかかわる情報をも含むから、 権)によって保障される依頼者と弁護人間の通信は刑事上の罪の決定に関する狭義の防御権行使にかかわる情報に 弁護人を経由して行われる身体を拘束された被疑者と外界とを結ぶ通信も接見交通権の保障の範囲内である。 (2)接見交通権は憲法三四条及び同三七条三項に基づく憲法上の権利であり、 接見交通権の秘密性 (3)の例外に該当し 原則として、 (秘密交通

- 工作を含む犯罪を認識して、故意に被疑者の違法行為に協力することはできない。したがって、被疑者Aの外部 ないのはもちろんのこと、弁護士の職務規範に違反することはできないから、 該伝言の伝達を拒否しなければならず、そのまま伝達した場合には、 第三者Cへの伝言が犯罪に関わる内容のものであることを弁護人Xが認識した場合には、 (3)他方、弁護人も刑法その他の一般的な禁止規範には服するから、 弁護人の職務規範違反として懲戒の対象とな 依頼者である被疑者の犯罪行為に加担しえ 弁護人において、 例外的に、 被疑者の罪証隠 弁護人Xは当
- 範囲内でなした判断である限り、弁護人Xに職務規範の違反はない。伝言内容に暗号が含まれていたとしても同様 したがって、弁護人Xが、結果的に罪証隠滅工作を含む犯罪を認識しなかったとしても、 事由にあたる前記例外的場合を回避するために行われる弁護人の専門家裁量に基づく判断の反射的効果でしかない 相当な理由」 (4)弁護人には身体を拘束された被疑者の外部にあてた通信及びその逆の通信につき「罪証隠滅を疑うに足りる の要件を判断すべき義務はなく、弁護人が果たしているスクリーニング機能は、 弁護人Xが専門家裁量 専ら、 弁護人の懲戒
- ただし、弁護人の専門家裁量にも自ずから限度があり、 弁護人の判断が裁量の幅を逸脱した場合、及び、ア

7 の場合、 的 なした判断である限り、弁護人Xに職務規範の違反はない。伝言内容に暗号が含まれていたとしても同様である。 メリカ合衆国のABA改正模範規則のように弁護人に対し疑惑の解消義務を行為規範として定めた場合には、 に罪証隠滅工作を含む犯罪を認識できなかった弁護人の行為を懲戒の対象とすることはできる。しかし、 弁護人Xが、 日弁連弁護士職務基本規程を始めとする職務規範に、 結果的に罪証隠滅工作を含む犯罪を認識しなかったとしても、 疑惑解消のための調査義務は存在しない。 弁護人Xが専門家裁量の範囲内で したが わが

国

- 1 につき、検察官委員を忌避できるか否かが問題となっている。 針として懲戒請求がなされているので、懲戒に付するか否かを審査する綱紀委員会に外部委員として検察官が参加していること 多くの場合、検察庁の次席検事が請求人になっている。検察官個人の請求の形式が取られているが、 実際には、 検察庁の方
- 2 果の一部である。 全国一三の大学及び法科大学院に所属する刑事法 日本学術振興会からの補助金を得て、「刑事弁護人の役割と倫理」をテーマに共同研究を行っている。 (刑事実務) 担当の研究者一七名により構成され、二〇〇四年度から四年 本論文もその研究成
- 3 一般私人の接見の禁止とあわせて書類等の授受が禁止されるのが通例である。
- 4 〇〇四年)、 塚原英治ほか編著『法曹の倫理と責任(上)(下)』(現代人文社、二〇〇四年)、 田中紘三『弁護士の役割と倫理』(商事法務、二〇〇四年)。 小島武司ほか編 『法曹倫理』(有斐閣、
- 5 塚原ほか・前掲注(4)『法曹の倫理と責任(下)』七二頁
- 6 日本弁護士連合会接見交通権確立実行委員会『接見交通権マニュアル 〔第六版〕』一五二頁以下 (二〇〇四年)。
- $\widehat{7}$ いとも言えるが、身体の拘束それ自体が被疑者の自己防御権の自由な行使を阻害するので原理的にはやはり矛盾をはらむ。 『刑事法への招待』(現代人文社、二〇〇四年)二四頁以下。 無罪推定原則を立証責任の帰属を示す原理と狭く解釈すれば、 必ずしも被疑者の 「罪証隠滅」を想定することとは矛盾しな
- 8 被疑者には刑事訴訟の当事者(防御の主体)として原理的に自己防御権がある。 拙稿 「被疑者主体論」若松芳也ほか編著

- 9 『新・接見交通権の現代的課題』(日本評論社、二〇〇一年)一二頁以下。 尾崎道明「弁護人と被疑者との物の授受」『新実例刑事訴訟法Ⅰ』(青林書院、一九九八年)一八六頁。
- 能」というが、弁護人に罪証隠滅のおそれ等の要件判断のスクリーニングの義務を課するものと理解すべきではない。 武井康年ほか編著『ハンドブック刑事弁護』(現代人文社、二〇〇五年)二二七頁は、これを「弁護人のスクリーニング機
- (11) 尾崎・前掲注(9)一八九頁。
- 当すると考えられている。 二〇〇四年九月に実施した刑事弁護倫理研究会のドイツ調査によれば、ドイツでは、弁護士の職務規範に違反し秩序罰に相
- <u>13</u> 『弁護士倫理と懲戒手続』日弁連弁護士倫理叢書+西ドイツ②(ぎょうせい、一九八六年)九九頁。 「接見交通権の濫用を倫理違反と認めた名誉裁判所及び名誉法院の判断を容認した例」ペテル・アレンス、 福井厚ほか訳
- 14 念論文集『刑事・少年司法の再生』(現代人文社、二〇〇〇年)二一〇頁以下。 武井ほか・前掲注(10)二二九頁以下。浦功「刑訴法八一条の接見等禁止と弁護活動」梶田英雄判事・守屋克彦判事退官記
- 「認識」基準についての解説として、Monroe H. Freedman, But Only If You "Know", Redney J. Uphoff, ed., Ethical Doe v. Federal Grievance Committee, 847 F.2d 57(2d Cir.1988), United States v. Long, 857 F.2d 436(8 th Cir.1988).
- Problems Facing the Criminal Defense Lawyer, (ABA, 1995) Model Rules of Professional Conduct 2004 EditionのRule3.3の注釈 [∞]。
- (元) Strickland v. Washington, 466U.S.668,691(1984).
- (18) 前掲注(16)の Rule3.3 の注釈 [9]。
- 公益 public interest の重視という観点から、依頼者に対する守秘義務の例外が拡大されている。 拙稿「ABA弁護士業務模範規則の改正の意義」一橋法学二巻一号(二〇〇三年)二一頁以下。最近の改正模範規則では、
- あらゆる形態の拘禁・収監下にあるすべての人の保護のための原則一九。
- 一・○五になっている(日弁連接見交通権確立実行委員会からの提供資料による)。 浦・前掲注(41)二〇五頁。日弁連の調査によると、昭和六〇年を一とした場合、平成一四年度の接見禁止決定の増加率は

- 「弁護士の法的助言と刑事責任」季刊刑事弁護一八号(一九九九年)一四頁以下。 安田好弘弁護士に対する強制執行妨害罪被告事件(第一審無罪)はこの類型の共犯者の取調べが端緒になっている。
- くとも、「供述するか否かは弁護人と相談して決めなさい。」と言って弁護人の判断に委ねるべきことが示唆された。 被疑者に「秘匿特権付きの情報を聴取することは接見交通権を侵害することになるのでできない。」と言って拒否するか、 刑事弁護倫理研究会の議論では、捜査機関は、被疑者が自発的に秘匿特権の保護下にある接見内容を供述し始めたときには、
- 24 ていたことが明らかになっている。 され国選弁護人が解任された事案)では、警察取調べにおいて被疑者と弁護人の接見内容の聴取が警察によって組織的に行われ へい板のガラス越しに読ませた行為が接見禁止決定の潜脱行為であるとして検察官から裁判所に対し国選弁護人の解任請求がな 現在、鹿児島地方裁判所に係属している国家賠償請求事件(国選弁護人が接見禁止中の被告人に娘からの手紙を接見室の遮
- (25) もっとも、ドイツでは、弾劾証拠として供述証拠の利用が認められているので、 席検事は接見交通権を侵害してまで供述を得る実益がないことを明言していた。 はない。しかし、刑事弁護倫理研究会の前記ドイツ調査(前掲注(12))においてインタビューに応じたミュンヘン検察庁の首 理論上、 調書化の誘引がゼロというわけで
- 文集『刑事実体法と裁判手続』(九州大学出版会、二〇〇三年)二四五頁以下。 うとする見解が、通説・判例となっている。」と述べる。吉村弘「刑事「弁護権」の本質と機能」法学博士井上正治先生追悼論 独立した司法機関であり、その地位に基づいて被疑者・被告人を援助する機能と公的利益に配慮する機能という二重の機能を担 最近の議論状況を紹介し、機関説と代理人説の双方から弁護人の二重の性格を基礎付ける試みがなされ、現在では、「弁護人は、 辻本典央「ドイツにおける刑事弁護人の法的地位論について(一)(二)」法学論叢一五四巻一号・二号(二〇〇三年) は
- 27 浅香吉幹『現代アメリカの司法』(東京大学出版会、一九九九年)一七六頁以下。
- よりも依頼者に対する誠実義務を優位におく考え方が支配的であり、改正模範規則の影響はないと明言した。 二○○五年五月に開催されたアメリカ合衆国ロースクール協会(AALS)の臨床法学教育に関するワークショップにおい Rodney J. Uphoff (前掲注 (15) の編者) は、 刑事クリニックの第一線においては、 依然として裁判所に対する忠実義務
- ) 拙稿·前掲注(19)二五頁以下。

30 律家に伝えていくことが要請されている。 したものを伝達することが多い。これは倫理的な義務(行為規範)の問題ではなく、刑事弁護の経験がもたらす知恵のようなも のである。法科大学院の「法曹倫理」科目では、弁護人の行為規範のみならず、このような刑事弁護の知恵と技法をも将来の法 か否かの判断はなしえないので、伝言内容をそのまま外部の第三者に伝達することを避け、自らの言葉に置き換えて二次資料化 実際の刑事弁護では、伝言内容に暗号が含まれている場合には、弁護人がいかに慎重に伝言内容を吟味しても罪証隠滅工作

[付記] 本稿は平成一六年度科学研究費補助金 (基盤研究(A)1) による研究成果の一部である。